

成田市議会議員政治倫理審査会

意見書

令和 8 年 7 月 23 日

成田市議会議員

鬼澤 雅弘

上田 信博



令和 8 年 7 月 23 日

意見書

成田市議会議員

鬼澤 雅弘

上田 信博

私ども議員両名は、本件政治倫理審査に関し、審査手続の公正性及び中立性に関わる極めて重要な事実について、将来における検証及び司法判断の資料となるよう正式な記録として残すため、本意見書を提出いたします。

本件政治倫理審査会は審査委員 12 名で構成されていますが、そのうち審査委員長及び副委員長を含む 10 名が、審査請求者側から提出された「証する書面」の内、「申入書」の作成若しくは提出に関与し、又はその内容に賛同して連署している事実があります。

当該「申入書」には、私どもに説明責任を求める内容が記載されています。私どもに、コンプライアンス条例違反及び働きかけ行為の事実もないことが議長から公表されたにも関わらず、私どもからの「民間企業間の取引で、法令違反も一切ない」旨の説明に、納得がいかず説明不十分として、審査委員の 10 名を含む計 22 名の議員らが連署して作成したものです。この「申入書」が、本件審査対象資料となっています。

このような経過に照らすと、この「申入書」の作成若しくは提出に関与し、又はこれに賛同して連署した委員が、同一案件について審査委員として審査及び判断に加わることは、審査の公正性及び中立性について客観的な疑義を生じさせる事情と考えます。

地方自治法には、議会における審議の公正を確保するため、自己又は一定の利害関係を有する事件については審議及び議決に参加することができないとする除斥制度が設けられています。その趣旨は、現実の公平性を確保することはもとより、市民及び当事者から見ても、公正な手続であるとの信頼を確保することにあります。

また、「何人も自己の事件の裁判官となることはできない(nemo iudex in causa sua)」との法の一般原則は、司法手続のみならず、公正な判断が求められるあらゆる手続に共通する基本理念として広く認められています。

さらに、憲法第 31 条の適正手続の理念は、政治倫理審査のように個人の名誉及び社会的評価に重大な影響を及ぼし得る手続においても、最大限尊重されるべき基本原理であると考えます。

本件では、審査委員 12 名中 10 名が、審査請求者側提出資料の作成若しくは提出に関与し、賛同者として連署しているという極めて異例の状況にあります。

この事実は、審査が実際に公平であるか否かとは別に、一般市民及び対象議員の立場から見ても、本審査の公平性・中立性への信頼を損なう重大な事態にあると考えます。

公正な手続においては、「公平であること」はもとより、「公平に見えること」も同様に重要であることは、司法及び行政の分野において確立した基本理念です。上述の通り、本件審査では「公平に見えること」が成立していない状況であることから、私どもは、この司法及び行政の分野において確立された基本的な理念が、成田市議会議員政治倫理審査会においても、確実に尊重されることを強く望むものです。

本件については、私どもが、法令及び成田市議会議員政治倫理条例に違反する行為を行ったと証される事実は、一切ありません。コンプライアンス条例違反及び働きかけ行為の事実もないことが公表されたにも関わらず、私どもからの説明に納得がいかないとして、本件審査の対象とされ、さらには審査委員4名からの意見表明の中で「申入書に連署をした22名の議員」との繰り返しの発言に接した為、本件審査の公正性及び中立性について重大な懸念を抱くに至りました。

よって、私どもは、本意見書をもって次の事項を正式な審査記録として残すことを強く求めます。

- 1 審査委員長及び審査副委員長を含む審査委員12名中10名が、請求者側提出の「証する書面」の内「申入書」の作成若しくは提出に関与し、又は賛同者として連署している事実。
- 2 当該「申入書」は、私どもに説明責任を求める内容であること。また、私どもにコンプライアンス条例違反及び働きかけ行為の事実もないことが議長から公表されたにも関わらず、私どもからの「民間企業間の取引で、法令違反も一切ない」旨の説明に、納得がいらず説明不十分として、作成された事実。そして、この「申入書」が審査会に「証する書類」として提出され、本件審査対象資料となっていること。
- 3 私どもは、以上の事情から、本件審査の公正性、中立性及び適正手続について、重大な疑義を有していることを正式に表明すること。
- 4 「申入書」を含む「証する書面」のみに依拠することなく、本件審査において提出されたすべての資料及び意見を公平かつ客観的に検討するとともに、地方自治法、成田市議会議員政治倫理条例その他関係法令の趣旨に則り、公正かつ適正な審査が行われることを強く要請すること。
- 5 本意見書を正式な審査記録として編綴^{へんてつ}・保存し、将来における検証及び司法判断の資料として適切に取り扱うこと。

以上